

### 3 健康福祉部の所管事項について

項目	(1) 健康福祉部所管計画改訂等の予定	健康づくり課・医療企画課・ 地域福祉国保課・食品安全 課・薬務感染症対策課
----	---------------------	---

## 1 改訂を予定している計画とその概要等について

### (1) 三重の健康づくり総合計画

○計画の趣旨：「健康増進法」および「三重県健康づくり推進条例」に基づく県の健康増進計画で、健康寿命の延伸等を目的に国が策定した「健康日本21」を基本に、県民の豊かな人生の実現に向けて、個人個人の生活の質（QOL）の向上を通じて、社会の質（QOS）の向上を図ることを目的に策定したものです。

○計画の概要：この計画は、運動や栄養、こころの健康等10の領域に、104指標140項目の数値目標を設定したものであり、この計画に基づき県民の健康づくりに取り組んでいます。

(計画期間：平成13年度から平成24年度の12か年（平成19年度に国の医療制度改革を受けて2年間延長）)

○次期計画期間：平成25年度から平成34年度の10か年計画

○今後の予定：平成24年10月 現計画の最終評価報告書（案）および新計画骨子（案）を健康福祉病院常任委員会へ報告  
 平成24年12月 中間案を健康福祉病院常任委員会へ報告  
 平成24年12月  
 ~平成25年1月 パブリックコメントの実施  
 平成25年2月 新計画を議案として提出

### (2) 三重県がん対策戦略プラン

○計画の趣旨：「がん対策基本法」に基づく県のがん対策推進基本計画で、国の計画を基本に、がんによる死亡率の減少とがん患者およびその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上を全体目標として、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したものです。

○計画の概要：このプランは、平成20年に改訂を行い、がんの予防、早期発見、医療、予後を施策の柱として策定されたものであり、このプランに基づき、がん対策に取り組んでいます。

(計画期間：平成20年度から平成24年度までの5か年計画)

○次期計画期間：平成25年度から平成29年度の5か年計画（予定）

○今後の予定：平成24年12月 中間案を健康福祉病院常任委員会へ報告  
 平成24年12月  
 ~平成25年1月 パブリックコメントの実施  
 平成25年3月 最終案を健康福祉病院常任委員会へ報告

### (3) 三重県自殺対策行動計画

○計画の趣旨：「自殺対策基本法」および国の自殺総合対策大綱、自殺対策加速化プランをふまえ、自殺死亡率の減少を目標として、三重県における自殺対策を、地域社会全体で総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

○計画の概要：計画は、自殺の予防、危機対応、事後対応や世代別の対応、社会的な取組との連携、調査研究の推進を施策の柱として策定されたものであり、この計画に基づき自殺対策に取り組んでいます。

(計画期間：平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 か年計画)

○次期計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度の 5 か年計画（予定）

○今後の予定：平成 24 年 12 月 中間案を健康福祉病院常任委員会へ報告  
平成 24 年 12 月  
～平成 25 年 1 月 パブリックコメントの実施  
平成 25 年 3 月 最終案を健康福祉病院常任委員会へ報告

### (4) 三重県保健医療計画

○計画の趣旨：「医療法」に基づく県の保健医療行政の基本となる計画で、厚生労働大臣が定めた基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて、三重県における医療提供体制の確保を図るために策定したものです。

○計画の概要：計画は、地域における切れ目のない医療の提供を実現することによる、良質かつ適切な医療提供体制の確保をめざし、4 疾病 5 事業における施策の方向性や数値目標等を掲げ、策定されたものであり、この計画に基づき取組を進めています。

(計画期間：平成 20 年度から平成 24 年度の 5 か年計画)

○次期計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度の 5 か年計画（第 5 次改訂）

○今後の予定：平成 24 年 12 月 中間案を健康福祉病院常任委員会へ報告  
平成 24 年 12 月  
～平成 25 年 1 月 パブリックコメントの実施  
平成 25 年 3 月 最終案を健康福祉病院常任委員会へ報告

### (5) 三重県医療費適正化計画

○計画の趣旨：「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、厚生労働大臣が定めた基本的な方針に即し、三重県の実情に合わせた医療費適正化を推進するために策定したものです。

○計画の概要：将来的な医療費の伸びの適正化を図るため、三重の健康づくり総合計画、三重県保健医療計画、三重県介護保険事業支援計画と相互に調和を図りつつ、「計画期間における医療に要する費用の見通し」を示すとともに、「住民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供

の推進」等を柱として目標や方策を定めたものであり、この計画に基づき取組を進めています。

(計画期間：平成 20 年度から平成 24 年度の 5 か年計画)

○次期計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度の 5 か年計画（第二期）

○今後の予定：平成 24 年 12 月 中間案を健康福祉病院常任委員会へ報告  
平成 24 年 12 月  
～平成 25 年 1 月 パブリックコメントの実施  
平成 25 年 3 月 最終案を健康福祉病院常任委員会へ報告

#### （6）三重県動物愛護管理推進計画

○計画の趣旨：「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく県の計画で、県、市町等の行政の取組だけでなく、県民一人ひとりや関係団体など動物愛護管理に関わるさまざまな主体に共通する行動指針として策定したものです。

○計画の概要：人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざすべき姿として、実現のための基本方策および推進体制を提示し策定したもので、この計画に基づき取組を進めています。

(計画期間：平成 20 年度から平成 24 年度の 5 か年計画)

○次期計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度の 5 か年計画（改訂版）

○今後の予定：平成 24 年 12 月 中間案を健康福祉病院常任委員会へ報告  
平成 24 年 12 月  
～平成 25 年 1 月 パブリックコメントの実施  
平成 25 年 3 月 最終案を健康福祉病院常任委員会へ報告

## 2 新規策定を予定している計画とその概要等について

### （1）三重県歯科保健計画（仮称）

○計画の趣旨：「歯科口腔保健の推進に関する法律」および「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づく県の計画で、県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的として、三重県における歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため新たに策定するものです。

○計画の概要：計画は、歯科と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向に関し必要な事項を定める予定です。

○計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度の 5 か年計画（予定）

○今後の予定：平成 24 年 12 月 中間案を健康福祉病院常任委員会へ報告  
平成 24 年 12 月  
～平成 25 年 1 月 パブリックコメントの実施  
平成 25 年 2 月 新計画を議案として提出

## (2) 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（仮称）

- 計画の趣旨：施行予定の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく政府行動計画を受けて策定する県の計画で、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、新型インフルエンザ等の発生時に県民の生命および健康を保護するとともに、県民生活および県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に新たに策定するものです。
- 計画の概要：計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置に関する事項、対策を実施するための体制に関する事項、他の関係機関との連携に関する事項等を定める予定です。
- 計画期間：平成25年度～（予定）
- 今後の予定：国は、5月11日に公布した新型インフルエンザ等対策特別措置法について、公布後1年以内の施行をめざしていますが、計画策定に係る詳細が未定であるため、国の動向に合わせて、同法に基づく県行動計画の策定を進めています。  
なお、新たな県行動計画を策定するまでの間、現行の「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」を改訂し、発生に備えていきます。

項目	(2) ユニバーサルデザインのまちづくり	健康福祉総務課
<b>1 現状および課題</b>		
<p>三重県では、平成11年に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を制定し、バリアフリーの取組を進めてきましたが、「あらかじめ」「さまざまな人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、平成19年3月に「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改正しました。</p> <p>同条例第8条に基づき、平成23年3月に、平成23～26年度を計画期間とする「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を県議会の議決を得て策定したところです。</p>		
<b>(1) ユニバーサルデザインの意識づくりについて</b>		
<p>県民の皆さんへの「ユニバーサルデザイン」に関する啓発は進んでいますが、視覚障がい者誘導用ブロックの上に物が置かれたり、車いす使用者用駐車区画が不適正利用されるなど、施設等を管理する側のユニバーサルデザインに関する理解の不足や、利用する側のマナーの問題等により、バリアフリー化された施設等が生かしきれていない事例が生じています。</p> <p>これは、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、さまざまな人の立場に立って考え、行動する」というユニバーサルデザインの考え方の浸透が、まだ十分でないためであると考えます。</p> <p>ユニバーサルデザインの意識づくりを進めるため、ユニバーサルデザインアドバイザー※、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等のさまざまな主体と連携して、学校での出前授業など地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めるとともに、これらの主体をつなぐネットワークが構築されるよう働きかける必要があります。</p> <p>※ユニバーサルデザインアドバイザー：地域における啓発活動のリーダー的な役割を担ってもらうため県が養成した県民の皆さんで、学校出前授業の講師や地域イベントのブース出展など、地域におけるユニバーサルデザインの啓発活動を担っています。</p>		
<b>(2) 公共交通施設等のバリアフリー化について</b>		
<p>鉄道駅のエレベーター設置やノンステップバス車両の導入など、県内における公共交通施設等のバリアフリー化は一定進んでいますが、平成22年度までに1日当たりの平均的な乗降客数が5,000人以上の全ての鉄道駅をバリアフリー化するという国的基本方針に対し、1駅が未達成となっています。</p>		

また、平成23年3月に定められた新しい国的基本方針で、平成32年度までに、同じく3,000人以上の駅をバリアフリー化することとされたほか、バスについては、対象車両の約7割をノンステップバスにすることとされました。

### (3) 「三重おもいやり駐車場利用証制度（仮称）」について

パーキングパーミット制度は、身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、車いす使用者用駐車区画等を利用できる人を明らかにし利用証を交付することにより、駐車区画を利用しやすくすることをめざした制度です。

平成24年4月末現在で、全国の27府県が当制度を導入するなど急速に普及が進むなか、本県では、平成22年9月会議において、制度の導入を求める請願が全会一致で採択されたことを契機として、平成24年度での導入を決定し、準備を進めているところです。

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」における議論をはじめ、障がいのある方など当事者の意見や、市町、県内の主だった企業等の意見をふまえて、名称を「三重おもいやり駐車場利用証制度（仮称）とする制度案の作成を進めており、現在、市町に対し、当制度を導入した場合に生じる窓口業務をはじめ、広報啓発業務や制度の対象となる駐車区画の確保について協力をお願いしているところです。

## 2 今後の予定

### (1) ユニバーサルデザインの意識づくりについて

さまざまな主体と連携して、学校出前授業や「ユニバーサルデザインのまちづくり賞」など、次世代を担う子どもたちへの啓発を進めるとともに、ユニバーサルデザインのネットワークづくりにつながる活動に対し補助するなど、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。

### (2) 公共交通施設等のバリアフリー化について

国の基本方針の達成に向け、鉄道・バス事業者や関係市と今後の整備方針等について調整を進めます。

### (3) 「三重おもいやり駐車場利用証制度（仮称）」について

市町をはじめ、スーパーマーケットなどの商業施設や、金融機関、医療機関等に対し、引き続き協力を呼びかけ、平成24年9月の制度開始をめざします。

項目	(3) 食品の安全・安心の確保	食品安全課
<b>1 現状および課題</b>		
<b>(1) 食の安全・安心対策について</b>		
<p>① 平成20年6月に施行した「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」に基づき、生産から消費にいたる一貫した監視指導、検査体制の強化、事業者・消費者への情報提供などに取り組むとともに、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に関する表示の適正化の取組との連携を強化し、総合的な食の安全・安心確保に取り組んできました。</p> <p>② 福島第一原子力発電所の事故発生による食品の放射性物質汚染や、生の牛肉の喫食を原因とする食中毒事件などの食に関する問題が発生したことから、全庁的な推進体制である「食の安全・安心確保推進会議」を開催し、迅速な対応に努めました。</p> <p>③ HACCP手法<sup>*1</sup>の考え方を取り入れた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」は、平成23年度から飲食店営業も対象とし、より多くの事業者が参加できるようにしました。今後も、制度を広く普及し、事業者による自主衛生管理をさらに促進していく必要があります。</p>		
<b>(2) 食品の放射性物質検査について</b>		
<p>① 本県においては、文部科学省の委託を受け、昭和63年から環境中の放射線量を測定するとともに、県内産の農水産物などの放射性物質検査を毎年実施しています。</p> <p>② このような中、福島第一原子力発電所の事故発生に伴い、厚生労働省は、平成23年3月17日に食品の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置を図ってきました。</p> <p>③ 厚生労働省では、その後、一層の安全・安心を確保するため、長期的な観点から新たな基準値（以下「規格基準」という。）を設定し、平成24年4月1日から施行しています。</p> <p>④ 一方、福島県を含む17都県は、原子力発電所の事故後、定期的に食品の放射性物質検査を実施していますが、規格基準の施行後も基準値を上回る放射性物質が検出されていることから、放射性物質に汚染された食品が県内に流通することが懸念されます。</p>		
<b>(3) 生の牛肉・生の牛レバーの取扱いについて</b>		
<p>① 昨年の生の牛肉の喫食を原因とする食中毒事件を受け、厚生労働省は、「食品、添加物等の規格基準」の中に生食用食肉<sup>*2</sup>として規格基準を設定し、平成23年10月1日に施行しています。本県においても、平成23年10月から生食用食肉を取り扱う施設について、事前の届出制を導入していますが、県外では規格基準に違反した生の牛肉などを提供したことによる食中毒が発生していることから、規格基準の遵守を徹底する必要があります。</p> <p>② また、平成23年7月6日に厚生労働省から、食中毒のリスクの高い、牛レバーを生で食べさせないよう、飲食店等に対し周知徹底することを各自治体に通知がありました。</p> <p>③ 本県では以前から、飲食店等に対し、牛レバーや牛肉を生で食べさせないよう指導してきましたが、当通知を受け、再度周知徹底を図りました。</p>		

④ 厚生労働省は、牛レバーについては、安全に生で食べることができる有効な予防対策を見い出すことができないこと等から、安全性を確保する知見が得られるまでの間、生で食べる牛レバーの販売を自粛することを各都道府県に通知（平成24年4月9日付）しました。

なお、厚生労働省では、今後、生で食べる牛レバーの販売を禁止し、食品衛生法に基づく規格基準を設定する方針です。

## 2 今後の予定

### （1）食の安全・安心対策について

「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの事業者に普及するために、まずは地域のリーダー的存在となり得る事業者に対して、この制度の理解をすすめ、積極的に取り組むよう働きかけます。

また、食に関する危機発生時の対応について、「三重県危機管理計画」に基づき関係部局の連携を図り、迅速かつ的確に行います。

### （2）食品の放射性物質検査について

県内に流通する食品についても放射性物質の汚染が懸念されることから、過去に出荷制限指示の対象となった自治体<sup>\*3</sup>から出荷される食品などの放射性物質検査<sup>\*4</sup>を実施します。

なお、検査結果は、毎回、報道資料提供を行うとともに、県のホームページに掲載します。

### （3）生の牛肉・生の牛レバーの取扱いについて

生食用食肉に関する条例を改正し、平成24年10月の施行に向けて生食用食肉の規格基準の遵守と届出制の周知・指導をより一層徹底します。

また、生の牛レバーを食べさせないよう、飲食店等に対し再度周知徹底を行うとともに、県ホームページやリーフレット等により、消費者への啓発を強化していきます。

#### ※1 HACCP手法

「ハサップ」などと呼ばれ、製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント（加熱工程等）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法です。

#### ※2 生食用食肉

生食用として販売される牛の肉（内臓を除く。）をいいます。

#### ※3 過去に出荷制限指示の対象となった自治体（17都県）

福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

#### ※4 放射性物質検査

①検査項目：放射性セシウム（Cs-134およびCs-137）

②対象食品：野菜類・果実類、きのこ・山菜類、水産物

乳児用食品（県内に流通している「1歳未満」の乳児用食品（調整粉乳（粉ミルクなど）、離乳食、おやつ（たまごボーロ、ソフトせんべい）など）

項目	(4) 感染症対策	業務感染症対策課
1 現状および課題		
(1) 感染症対策の体制整備について		
<p>感染症の拡大を防止するためには、早期に感染症の発生を探知し、拡大を防ぐシステムづくりが必要です。</p> <p>このため、平成23年度から保育所、学校・教育委員会、医師会等と連携して感染症の発生を早期に探知する感染症情報システムの構築に着手するとともに、感染症情報化コーディネーターを養成し、得られた情報を保護者や一般県民の方々に対して、わかりやすく情報提供し、予防対策につながるよう取組を進めています。</p> <p>感染症情報システムについては、登録施設数が1,254施設(86.7%)となっており、全ての保育所・学校が参加するよう取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、感染症情報化コーディネーターについては、20人程度を目標としていましたが81人を養成することができました。</p>		
(2) 新型インフルエンザ等対策について		
<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が5月11日に公布され、国は現在、公布から1年以内の施行をめざして関係法令等の策定準備を進めています。</p> <p>特措法では、「政府、都道府県、及び市町」等に新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)の策定が規定されています。このため、政府行動計画を受けて、新たな県行動計画の策定に向けた準備を進める必要があります。</p>		
(3) 結核・エイズ等対策について		
<p>県内の結核新登録患者数は毎年減少傾向にあるものの依然として多く(平成23年は281名)、定期健康診断の徹底等により早期発見・早期治療に努めていく必要があります。</p> <p>また、エイズ対策については、早期発見による拡大防止や、早期治療による発病抑止を目的に相談・無料検査を実施しています。患者・感染者数は毎年10人前後で推移していますが、HIV抗体検査件数は、平成23年度は796件と前年度の993件から197件減少していることから、県民の皆さんに検査の必要性をさらに啓発して、早期発見に努めていく必要があります。</p>		

## 2 今後の予定

### (1) 感染症対策の体制整備について

感染症情報システムに、県内全ての保育所、学校等が参加するよう県・市町教育委員会等と連携して取り組みます。

また、医療機関、県・市町関係者および学校等関係者を対象に、より多くの感染症情報化コーディネーターの養成に取り組みます。

### (2) 新型インフルエンザ等対策について

特措法の公布に伴う国の動きを注視し、県行動計画の策定など新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進めていきます。

また、新たな県行動計画を策定するまでの間、現行の「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」を改訂し、発生に備えていきます。

### (3) 結核・エイズ等対策について

結核対策については、早期発見・早期治療につながるよう健康診断の実施や治療費助成を進めるなど、適切に対応します。

また、早期発見が感染拡大防止等に効果的であるエイズについては、感染予防の啓発に注力するとともに、人権に配慮した相談・無料検査を実施します。

# ～ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要 ～

## ● 事前の準備として

- ・ 国、都道府県、市町村は、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する「行動計画」を作成します。
- ・ 発生時に行政と共に対策を行う公共機関等を指定公共機関として指定します。

## ● 新型インフルエンザ等が発生したら

- ・ 国、都道府県において対策本部を設置します（新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置）。
- ・ 国の対策本部において行動計画に基づき、対処方針を策定します
- ・ 登録事業者（※）の従業員等に対して特定接種（先行的なワクチン接種）を実施します。  
※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
- ・ 海外発生時の水際対策を的確に実施します。

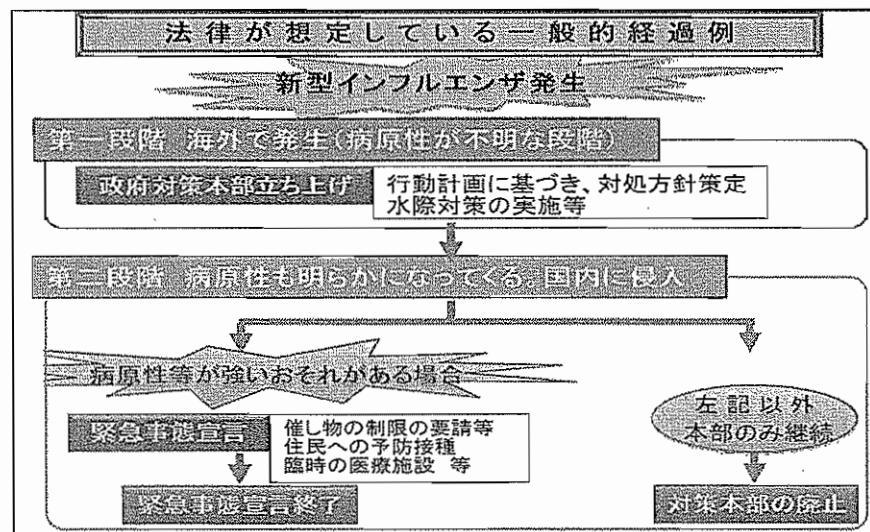
## ● 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行います。

この宣言により、必要に応じ、以下の措置を行います。

- 感染拡大を防止するため、
  - ・ 国民に対する外出自粛要請や学校、催し物等の開催の制限等の要請・指示
  - ・ 住民に対する予防接種の実施
- 医療等の提供体制を確保するため、
  - ・ 臨時の医療施設の設置の特例、臨時の医療施設における医療の提供等
- 国民生活・国民経済の安定のため、
  - ・ 医薬品等の緊急物資の運送の要請・指示
  - ・ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
  - ・ 行政上の申請期限の延長等
  - ・ 政府関係金融機関等による融資

など



※ この法律は、感染力の強い新感染症も対象です。

この法律は、公布の日（平成 24 年 5 月 11 日）から 1 年の範囲内で政令で定める日から施行されます。



項目	(5) みえメディカルバレー構想の推進	薬務感染症対策課
----	---------------------	----------

## 1 現状および課題

みえメディカルバレー構想は、医療・健康・福祉産業を戦略的に振興することにより、本県の地域経済を担うリーディング産業の創出と集積を図るとともに、医療・健康・福祉に関連した質の高い製品・サービスを供給できる地域づくりをめざして、平成14年2月に県が策定しました。

平成14年度から产学研官民連携体制の構築、研究開発の支援、拠点整備の支援などさまざまな事業を実施してきており、その結果、県内の大学等と企業、市町とのネットワークの構築、共同研究推進体制の整備、新薬開発のための治験ネットワークや機能性食品の評価システムの構築、海外地域との連携交流、鈴鹿医療科学大学薬学部や三重大学伊賀研究拠点の整備など、多くの成果を生み出しています(図1)。また、平成23年度から新たに取り組んだ医療・福祉機器等の製品化促進事業では、医療・介護現場のニーズに基づいた製品開発の仕組みを構築し、試作品が9件開発されるなど、具体的な製品開発を支援してきました。

このように医療・健康・福祉分野の産業振興の基盤は構築されましたが、今後もこれらの基盤を維持・拡充することや、構築した本分野の製品開発の仕組みを強化・充実していくことが必要です。また、事業全体を進めるに当たっては、企業誘致や企業への補助・支援事業など関係部局と連携していくことが必要です。

### (1) 第3期実施計画について

みえメディカルバレー構想を推進するため、その実施計画を产学研官のメンバーで構成する「みえメディカルバレー推進代表者会議(会長：三重大学学長)」(以下「代表者会議」という。)で策定しており、平成14～19年度を第1期実施計画(立ち上げ期)、平成20～22年度を第2期実施計画(基盤整備期)として事業を展開してきました。

第3期実施計画(成長期)については、「みえ県民力ビジョン」に合わせ、実施期間を平成24～27年度として、平成24年3月に代表者会議で策定しました(図2)。

本計画では、これまでに構築された产学研官民の連携基盤の充実とともに、「ライフイノベーション\*の推進」に重点的に取り組むこととしており、今後は、その実現に向け

て産学官民で取り組んでいくことが必要です。

※ライフィノベーション：医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいい、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすものです。

## (2) みえライフィノベーション総合特区について

ライフィノベーションの取組を総合的に進めるため、三重県全域を対象とした地域活性化総合特区「みえライフィノベーション総合特区」を平成24年3月に国に申請しました。

今回申請した特区では、これまでに構築された産学官民連携体制を基盤に、三重県内に整備されている医療系ネットワークやデータベースなどを統合した「統合型医療情報データベース」を構築し、規制緩和策、研究開発のコーディネート機能、地域の特色を生かした産業創出を支援する地域拠点の設置などにより、国内外の企業や大学、研究機関が三重県内で医薬品や医療機器等の研究開発を行う環境を整備することとしています。

その結果、画期的な医薬品や医療機器等の創出や県内企業・大学等の活性化、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大などにより、県内経済の活性化を生み出すなど三重県がライフィノベーションに寄与する地域になることをめざしています。

## 2 今後の予定

### (1) 第3期実施計画について

「みえメディカルバレー構想第3期実施計画」に基づき産学官民が連携して事業を開いていきます。

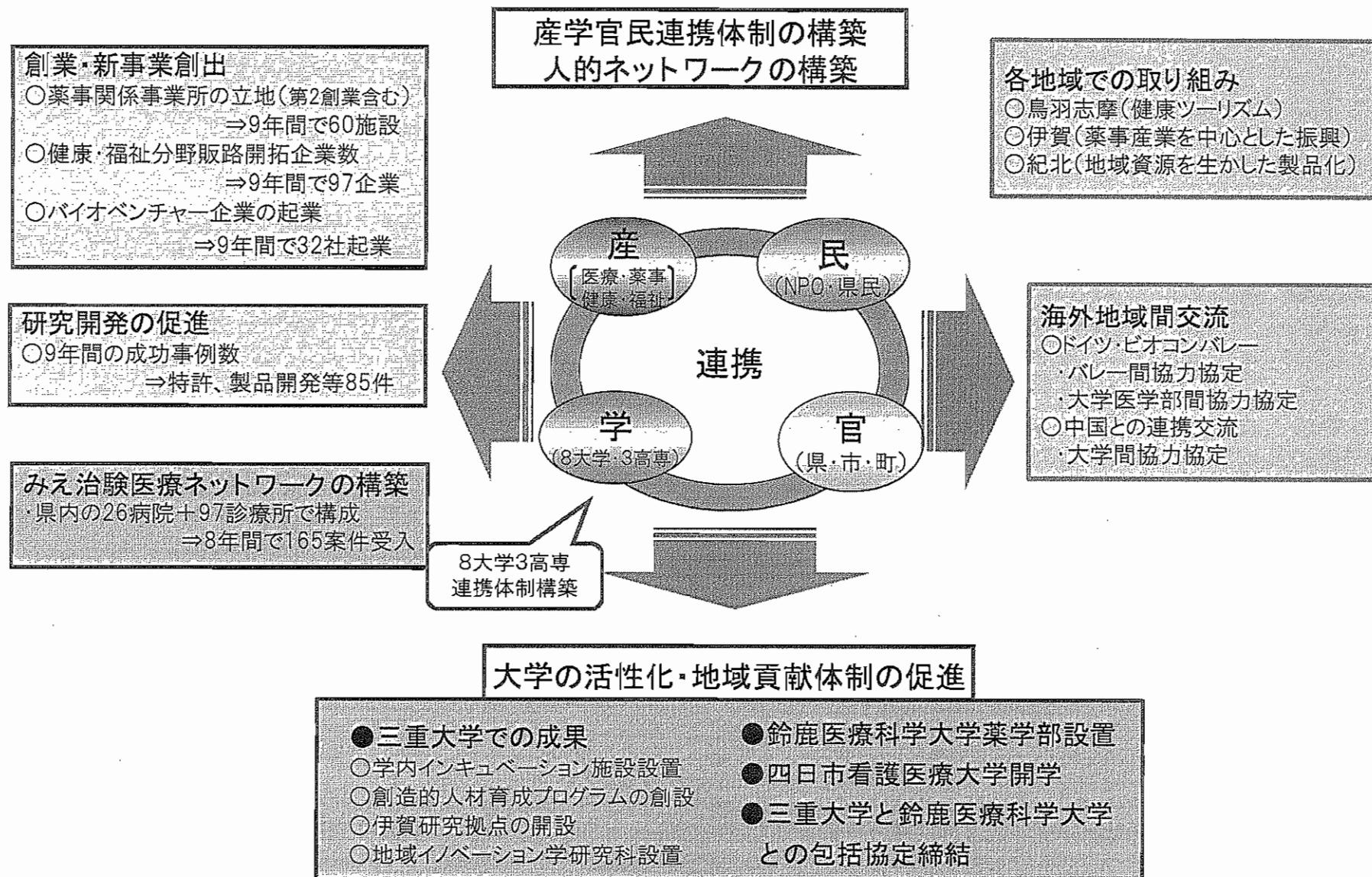
特にこれまでに構築された産学官民の連携体制の充実や、医療機器や医薬品等の製品の仕組みの充実、さらに県庁内の関係部局との連携体制の強化を図っていきます。

### (2) みえライフィノベーション総合特区について

（今後のスケジュール）

- ・平成24年6月上旬 第1次評価の結果およびヒアリング対象指定申請の公表
- ・平成24年6～7月 ヒアリング
- ・平成24年7月末 総合特区の指定および「推進方針」の制定

## みえメディカルバレー構想の成果



## みえメディカルバレー構想 実施計画の推移

### 基本理念

地域資源を有効に活用し、競争力のある医療・健康・福祉産業の振興に取り組み、活力ある地域づくりと県民の健康と福祉の向上をめざします。

第1期実施計画  
(平成14年度～19年度)  
立ち上げ期

#### 基本方向

- 1 産学官民連携の促進
- 2 研究開発・技術開発の促進
- 3 創業・新事業創出の支援
- 4 企業誘致戦略の推進
- 5 医療・健康・福祉サービス分野の高度化と効率化
- 6 情報提供の充実
- 7 推進体制の整備
- 8 人材の確保・育成

第2期実施計画  
(平成20年度～22年度)  
基盤整備期

#### めざす姿

産学官民が連携しながら、それぞれが自立的な取組みを展開するパートナーシップを維持し、そこから次々にイノベーションが生み出され、医療・健康・福祉産業が活性化しています。

#### 基本方向

- 1 産学官民連携によるネットワークの充実・拡大
- 2 メディカル分野の人材の確保・育成
- 3 統合医療・予防医学を推進するための体制づくり
- 4 技術力向上・製品開発の支援
- 5 推進体制の充実

第3期実施計画  
(平成24年度～27年度)  
成長期

#### めざす姿

○県内各地域で医療・健康・福祉分野の先進的な取組が行われ、産業が活性化しています。  
○医療・健康・福祉分野の産学官民連携の基盤を活用し、本分野で活用される製品やサービスが次々に生み出されています。  
○みえメディカルバレープロジェクトで生み出された製品やサービスを県民が享受し、健康な生活を送り、福祉の充実につなげています。

#### 基本方向

- 1 産学官民連携の充実
- 2 技術力・地域力の充実
- 3 みえライフイノベーションの推進
- 4 情報発信・収集の充実

※県の長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」の施策とメディカルバレー構想に関連する事業との整合を図るため、平成23年度は検討期間とし、単年度の実施計画を策定。

44  
2

項目	(6) 支え合いの福祉社会づくり	地域福祉国保課
----	------------------	---------

## 1 現状及び課題

### (1) 地域の「支え合い」について

近年、単身高齢者や高齢者のみの世帯が急増し、家族や地域社会等との絆が希薄となる中で、社会的に弱い立場に置かれた人々が孤立し、地域で生活し続けることが困難な状況が生じています。一方で、東日本大震災を契機に、人と人との絆や支え合いの重要性が再認識されつつあります。

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、行政のみならず、民生委員やボランティア、NPO、住民組織、福祉サービス事業者等との連携により、地域の生活課題を解決する「支え合い」の仕組みを整備していくことが求められています。

また、地域で生活する判断能力に不安のある高齢者や障がい者等が、必要な福祉サービスが受けられない、あるいは金銭管理ができず消費者被害に遭うなどの問題が起こっています。

### (2) 福祉・介護人材の確保・養成について

福祉・介護ニーズは多様化・高度化しており、良質な福祉・介護サービスの提供のため、福祉・介護人材の安定的な確保と資質の向上が求められています。

しかし、福祉・介護職場への新規就業者の希望は少なく、また離職率も高いことから、常態的に人材が不足しています。

また、平成24年3月の県内有効求人倍率は0.89倍と厳しい雇用情勢となっていますが、介護分野に限ると有効求人倍率は2.29倍と他業種よりも高くなっています。他業種からの離職者と福祉・介護職場とのマッチングが求められています。

さらに、今後、労働力人口が減少していく中で、拡大する福祉・介護ニーズを支える人材を確保していくために、中長期的視点で対策を講じていくことも必要です。

## 2 今後の予定

### (1) 地域の「支え合い」について

#### ① 地域支え合い体制づくりの支援

引き続き、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用し、市町、地域包括支援センター、自治会、NPO、福祉サービス事業者等が実施する、地域の支え合い活動の立上げや地域活動の拠点整備、支え合い活動を担う人材の育成などに対して補助を行い、地域における日常的な支え合い体制づくりを支援します。

② ボランティア活動の促進と民生委員・児童委員活動への支援

ボランティア活動の一層の活性化を図るため、県ボランティアセンターが行うボランティアコーディネーターの養成や広報啓発事業等を支援するとともに、平成24年9月に、県社会福祉協議会が中心となって開催される「第21回全国ボランティアフェスティバルみえ」を支援し、ボランティア・市民活動に関する情報交換や交流を進めます。

また、住民の立場で相談・支援を行う民生委員・児童委員の活動を支援します。

③ 権利擁護の推進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービス利用の手続きや金銭管理など日常生活の支援を行う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、成年後見制度利用推進検討委員会において、成年後見制度の利用推進に向けた検討を行います。

## (2) 福祉・介護人材の確保・養成に向けて

福祉・介護人材の確保・養成を図るため、福祉人材センターやハローワーク等の関係機関と連携して、次の事業に取り組みます。

① 新たな人材の確保と福祉・介護職への理解の促進

高校生・大学生等に対する福祉職場インターンシップ事業や、小中学生等に対する福祉・介護体験研修などを実施し、福祉・介護職場への就労と、将来の福祉・介護の仕事の選択を促進します。また、離職者が介護施設等で働きながら資格を取得する事業や、福祉職場に就労意欲のある求職者を対象に無料のヘルパー養成研修を実施するなど、新たな人材の確保を図ります。

② 求人・求職者のマッチング支援

県社会福祉協議会に設置している福祉人材センターにおいてキャリア支援専門員を配置し、ニーズや適性に応じた求人・求職者のマッチングを支援するとともに、福祉職場説明会や、優秀な人材を確保するためのマッチングモデル事業等を実施します。

③ 職員の資質の向上と定着支援

複数の小規模事業所等が連携し共同で研修等を行う取組を支援するとともに、社会福祉施設職員に対する各種研修を行う県社会福祉協議会に補助を行い、社会福祉施設職員の資質の向上を図ります。また、経営理念の浸透やキャリアパスの仕組みづくりなど、職員の確保・定着のために事業所がモデル的に取り組む事業を実施し、福祉・介護人材の確保・定着を図ります。

項目	(7) 国民健康保険の広域化・福祉医療費助成制度	地域福祉国保課
----	--------------------------	---------

## 1 現状および課題

### (1) 市町が運営する国民健康保険の広域化等について

市町が運営する国民健康保険（以下「国保」という。）では、市町が保険者であることから、小規模保険者が多数存在し、財政運営が不安定となりやすい傾向にあります。市町国保の財政運営を安定化するためには、その広域化を推進する必要があり、本県においては、平成22年12月に三重県国民健康保険広域化等支援方針（以下「県支援方針」という。）を定め、取組を進めているところです。

昨年度、県支援方針に基づき市町との調整を行った結果、平成24年度および25年度の2か年度で、保険財政共同安定化事業※1を次のとおり拡充することになりました。

	対象となる医療費の額 (一人1か月当たり)	市町からの拠出金の拠出方法
現 行	30万円超	医療費割：被保険者数割：所得割=50:50:0
平成24年度	同上	医療費割：被保険者数割：所得割=25:50:25
平成25年度	20万円超	同上

また、国民健康保険法が改正され、平成27年度から保険財政共同安定化事業を全医療費に拡大することとなったことから、今後は、同事業の更なる拡大について市町と調整を行い、適切に対処する必要があります。

ただし、市町国保については、広域化するだけで構造的な課題が解決するわけではなく、安定財源による公費の拡充等、将来にわたって安定的に運営できる制度設計が求められています。

なお、国における高齢者医療制度の見直しに関する検討結果が、県の役割や市町国保の運営に大きく影響することから、今後も国の動向を注視しつつ、的確に対応する必要があります。

※1 保険財政共同安定化事業は、県内の市町国保間の保険料(税)の平準化、財政の安定化を図るため、平成18年10月から一人当たり1か月30万円を超える医療費について、各市町国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整する制度です。

### (2) 福祉医療費助成制度について

福祉医療費助成制度は、障がい者、子ども、一人親家庭等の対象者の医療費負担を軽減し、福祉の向上と健康の保持増進を図るために、国の医療保険制度を補完するものとし

て、市町が行う医療費助成事業に対して、その費用の1／2を補助するものです。

平成24年9月から、市町が実施する子どもの医療費助成事業に対する県補助の対象について、小学校6年生の入通院まで拡大することとしています。

#### 【現行制度】

- ①子ども：義務教育就学前までの入通院を対象  
※平成24年9月以降 小学校6年生の入通院まで対象拡大
- ②障がい者：身体障がい者1～3級および知的障がい者重度・最重度の入通院、  
身体障がい4級かつ知的障がい中度である者の入通院並びに精神  
障がい者1級の通院を対象
- ③一人親家庭等：18歳未満児を扶養している一人親家庭等の母又は父、およびその  
児童並びに父母のない18歳未満児を対象

県および29市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討会等において、「①受益と負担の公平性の確保」、「②制度の持続可能性」、「③すべての市町で実施可能な制度内容とすること」の3原則を基本に、精神障がい者の助成対象拡大、現物給付の実施等の課題の検討が求められています。

## 2 今後の予定

### (1) 市町が運営する国民健康保険の広域化等について

- ① 市町国保の広域化について、県支援方針に基づき、保険財政共同安定化事業の拡充、共同事務処理の促進、保険料（税）の標準設定に向けた検討など、市町や国保連合会と協議して、県単位の広域化に向けた環境整備を進めます。
- ② 将来にわたって安定的に市町国保を運営できる財政措置や制度設計が講じられるよう、全国知事会を通じて国に対して要望していきます。また、社会保障・税の一体改革の議論や高齢者医療制度の見直しについて、市町国保等の安定運営の観点から適切に対応します。

### (2) 福祉医療費助成制度について

福祉医療費助成制度改革検討会等において、制度の持続可能性を考慮しつつ課題について検討することとします。

項目	(8) 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	長寿介護課
----	-----------------------	-------

## 1 現状および課題

高齢化の一層の進行に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護が必要な高齢者の増加が見込まれています。また、地域における人と人との支え合いなどの絆が希薄となるなか、地域における高齢者の安全・安心な生活を確保することが一層重要となっています。

本県では、平成24年3月に策定した「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第5期三重県介護保険事業支援計画および第6次三重県高齢者福祉計画）」にもとづき、「介護サービス基盤の整備」、「認知症総合対策の推進」、「地域包括ケアの構築」および「介護・福祉人材の安定的な確保」の4項目に重点的に取り組むほか、「介護保険制度の円滑な運営」、「在宅生活支援の充実」および「高齢者の安全・安心の確保」の3項目について体系的に実施することとしています。

- (1) 介護サービス基盤の整備については、三重県介護保険事業支援計画に基づき整備を進めているところですが、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）への入所待機者が依然として多数に上ることから、特養をはじめとする介護施設の整備を進めることが課題となっています。
- (2) 高齢者の多くが要介護状態となっても住み慣れた地域での生活を希望していることから、介護施設の整備にあわせて、地域の実情に応じて、在宅生活を支える居宅サービスを充実させていくことが必要です。さらに、介護保険によるサービスに加え、医療や福祉サービス、「見守り」などの生活支援サービスを組み合わせた「地域包括ケアシステム」を整備していくことが重要となります。
- (3) 今後ますます増加する認知症高齢者の対策として、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症の専門医療等を実施する「地域型認知症疾患医療センター」の指定や地域で認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」の養成、認知症に関するさまざまな相談に対応する「三重県認知症コールセンター」の設置等を進めてきましたが、さらに、介護、医療の連携強化や地域における支援体制の構築を進める必要があります。

【特別養護老人ホーム】（単位：床）

第4期計画	H21年度	H22年度	H23年度
整備数	80	360	490

第5期計画	H24年度	H25年度	H26年度
整備計画数	590	610	520

### 【老人保健施設】(単位:床)

第4期計画	H21年度	H22年度	H23年度
整備数	90	150	162

第5期計画	H24年度	H25年度	H26年度
整備計画数	0	410	430

## 2 今後の予定

### (1) 介護保険施設の整備

平成24年度については、特養の整備計画数590床に対して既に計画されている510床の施設整備へ助成を行うとともに、残りの80床分について、特養に併設されたショートステイの特養への転換について別途募集をしているところです。

平成25年度分の整備については、基本的にユニット型施設の整備としますが、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで、従来型施設の整備も一部可能とすることとします。

待機者の解消については、まずは介護度が重度で在宅生活している高齢者が円滑に入所できるよう、今後3年間の第5期介護保険事業支援計画期間内で取り組んでいきます。

### (2) 居宅サービスと地域包括ケアシステムの整備

居宅サービスについては、平成21年度には、平成12年度と比較して利用者が約2.4倍になるなど着実に定着し、一定の量的確保が図られていますが、今後は医療との連携強化が重要となります。このため、医療ニーズの高い要介護者を在宅で支えるため、

「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合型サービス」などの新サービスが平成24年度から創設されたところであり、これらの新しいサービスや事業の導入に向けて、市町に対して先進事例を情報提供するなどの支援を行っていきます。

地域包括ケアシステムの整備については、中核的な拠点となる「地域包括支援センター」が各市町において設置されているところであり、地域包括支援センターの機能強化に向け、職員のネットワーク形成力の向上などの研修会を行います。また、新たに市町の地域ケア会議等へ介護や福祉分野の大学教授、認知症サポート医等の専門家をアドバイザーとして派遣し、医療・介護等の多職種連携を支援します。

### (3) 総合的な認知症対策の実施

認知症対策として、新たに身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することができる「基幹型認知症疾患医療センター」を平成24年4月1日付けで指定したところであり、今後も、引き続き、予防から医療、介護、見守り、相談などの総合的な取組を推進します。

項目	(9) 障がい者の自立に向けた地域生活支援	障がい福祉課
----	-----------------------	--------

## 1 現状および課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた適切な福祉サービスが提供される必要があります。

このため、介護給付や訓練等給付など障害者自立支援法のサービスの適正実施の支援や、国の補助事業および県単独事業による「地域生活移行の促進」、「就労の支援」、「相談支援体制の構築」を柱とした施策を開拓してきましたが、地域生活支援に当たっては、多様なニーズに対応できる人材が求められていること、就労支援事業所等の工賃は依然として低いことなど、さまざまな課題が残っています。

こうした課題の解決に全庁あげて取り組むために、平成23年9月に「三重県障がい者支援施策総合推進会議」を設置し、福祉、雇用、教育、農業分野等が連携して障がい者施策を総合的に推進しているところです。

また、平成24年3月には「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を策定したところであり、今後はプランに基づきライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化、雇用の場の拡大と就労への総合的支援、障がい者スポーツの環境整備などを図ることとしています。

## 2 今後の予定

### (1) 地域生活移行支援

障がいの有無に関わらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームをはじめとする住まいの場の整備を進めるとともに、知的障がい児施設の加齢児対策<sup>\*1</sup>や、自立生活体験室<sup>\*2</sup>を活用した重度身体障がい者等の段階的な地域移行に取り組みます。加えて、特別支援学校から卒業する方のために、生活介護事業所や就労継続支援事業所等の日中活動の場を整備します。

また、精神障がい者が地域で生活が続けられるよう、医療や福祉の専門職がチームとなって24時間体制の訪問支援を行う精神障害者アウトリーチ推進事業を昨年度に引き続き実施します。

※1 加齢児対策：学齢期を超えた障がい者が、成人を対象とした施設へ移ることも自宅に戻って障がい者サービスを受けながら生活することもできず、そのまま入所せざるを得ないため、入所者の動きが滞って新たな入所希望者が障がい児施設へ入所することができないことへの対策。

※2 自立生活体験室：自立生活をめざしている障がい者が、実際の生活に近い環境で、自立生活を体験することができる部屋。

## (2) 就労支援

就労の定着化に向けて、就労支援事業所の職員が就職後の相談支援や職場との調整を行う障がい者就労安心事業の実施や、知的障がい者が社会生活等の基本的な社会性を身につけることを訓練する就労支援講座の開催などにより、障がい者の就労を支援します。

また、就労支援事業所等への経営コンサルタントの派遣や、複数の事業所で共同して受注、品質管理を行い、安定的な受注確保と工賃の引き上げを図る共同受注窓口設置事業を実施するとともに、障がい者の多様な働き方の一つとして、障がいの有無にかかわらず対等な立場で共に働く新しい職場形態である「社会的事業所」の運営を支援します。

## (3) 相談支援体制の機能強化

障がいのある人が必要な相談支援を受けられるように、広域的・専門的な相談支援体制の整備を行うとともに、必要な支援情報が引き継がれ、途切れのない相談支援を受けられるよう、関係機関の連携による相談支援ネットワークを構築します。また、地域生活を実践している障がい当事者の視点による、生活全般にわたる助言を行うピア・カウンセラー、ピア・サポートーを養成することにより当事者へのエンパワメントを図ります。

## (4) 社会参加の促進

平成24年4月1日に開設した「三重県聴覚障害者支援センター」を拠点として、聴覚障がい者への情報保障、コミュニケーション支援のための手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣等を行います。

また、生活訓練、身体障害者補助犬の育成、スポーツ・レクリエーション活動の支援などの取組を推進し、障がい者の自立と社会参加を図ります。

あわせて、県内で芸術文化活動をする障がい者が、その作品やパフォーマンスを発表するため、さまざまなボランティアとともに「障がい者芸術文化祭（仮称）」を企画・実施し、障がい者の持つ県民力を広くアピールします。

特に、平成33年に予定されている全国障害者スポーツ大会の三重県での開催に向けて、障がい者スポーツ団体の育成等を行い、障がい者スポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、全国大会や国際大会で活躍できるアスリートを育てられる環境づくりを進めます。